

## 十勝ブランド認証制度実施要綱

### (目的)

第1条 十勝ブランド認証制度(以下「本制度」という。)は、地域の原材料を生かしこだわりをもって製造される十勝地域の加工食品について、その品目ごとに定める品質、原材料、製法に関する基準(以下「品目基準」という。)に適合する食品を「十勝ブランド」として認証することにより、十勝産加工食品の品質向上と表示の適正化を推進するとともに、正確で分かり易い食品情報を提供することにより消費者の信頼を高め、もって十勝地域の農林水産業および食品産業の振興を図ることを目的とする。

### (認証機構と品目部会)

第2条 この要綱に基づく認証制度の普及啓発、認証基準の制定、認証品目の審査・認定、その他認証に関し特に必要と認める事項を行うために、十勝ブランド認証機構(以下「機構」という。)を設置する。

- 2 機構は十勝ブランドの認証をうけた者(以下「認証事業者」という。)で構成する。
- 3 機構の会員はその認証品目によって必ず品目部会(以下「部会」という。)に所属する。
- 4 機構の組織および運営に関し必要な事項は、別に定める。

### (対象)

第3条 認証の対象となる食品は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1)十勝管内で製造された加工食品であること。

### (認証基準)

第4条 本制度における品目共通の認証基準(以下「共通基準」という。)を以下のとおり定める。

- (1)安心 商品カルテを作成していること  
十勝産の原材料を主原料として使用していること  
十勝管内で製造されていること  
正しい表示がなされていること
- (2)安全 衛生管理・品質管理システムを励行していること
- (3)美味しい 官能評価において、所定の得点以上を取得

2 その他の詳細な事項については品目ごとに基準(以下「品目基準」という。)を別に定める。

### (申請者の資格)

第5条 十勝管内に事業所を置き、そこで当該品目を製造している食品加工事業者またはそれに類する者とする。

### (認証の申請)

第6条 既存品目の中で新たに認証を受けようとする者は、次に掲げるものを機構に提出する。

- (1)十勝ブランド認証申請書(別紙様式第1号)
- (2)商品見本(通常販売している形態による)
- (3)商品カルテ(当該品目基準による)
- (4)その他共通基準、品目基準に定められた関係書類等

(審査)

第7条 第5条の規定による申請があった場合、当該部会がその審査を必要な技能・知識を有する第三者機関に預託して行うこととする。

(認証の決定)

第8条 預託した第三者機関の答申を受けて認証基準に適合すると認められた時は、当該部会が製品の認証を決定し、機構が認証事業者に認証書(別記様式第2号)を交付する。

- 2 製品を認証しないと決定した時は、機構は理由を付してその旨を申請者に通知するものとする。

(認証の表示)

第9条 認証事業者は、認証を受けた製品(以下「認証品」という。)の容器、包装、陳列表示等に認証マーク(別記様式第3号)を表示することができる。

- 2 認証マークの表示はシールの添付、ポップの掲示または印刷によるものとする。
- 3 認証マークのシールとポップは認証機構が発行して認証事業者の要請に応じて交付し、容器・包装への印刷は認証事業者が自己の負担で行うものとする。

(認証の有効期間)

第10条 認証の有効期間(以下「認証期間」という。)は、認証書の日付から起算して3年間とする。ただし、その間の定期監査、確認検査等必要事項は各品目基準の定めによる。

(認証の更新)

第11条 認証事業者が、認証期間終了後引き続き認証を受けようとする場合は、認証期間満了の日の2月前までに十勝ブランド認証申請書を機構に提出するものとする。

- 2 前項の認証更新の際には、第6条、第7条、第8条の定めにした手続きを経るものとする。

(認証事業者の責務)

第12条 認証事業者は認証マークの使用にあたって、この要領の定めるところにより誠実にこれを遵守する。

- 2 認証事業者は、認証品自体あるいは認証マークの使用により問題が生じた場合には、その責任においてこれを解決するものとする。
- 3 万一認証品に重大な事故があり、その影響が他の認証品にも及ぶことが予想される場合、認証事業者は速やかにその旨を当該部会に報告するものとする。
- 4 機構または部会が認証品の苦情を受けた場合は認証事業者は速やかにその内容を連絡し、認証事業者はそれに誠意と責任をもって対応することとする。
- 5 認証品の適正な生産・保管・流通体制の整備、関係書類の整理・保管に努め、認証機構ならびに部会から照会があった時には速やかに回答するものとする。

(内容の変更)

第13条 認証事業者は、申請の内容に変更を生じた時は速やかに認証申請事項変更届(別記様式第4号)を機構に提出するものとする。

(点検指導)

第 14 条 機構は、認証品の品質ならびに表示内容の確認のために必要な調査・確認を行い、必要と認められる場合は認証事業者に対し改善を求めることができる。

(認証の取り消し)

第 15 条 機構は、認証事業者が次のいずれかに該当するときには、認証の取り消しを行うことができる。ただし、以下の 3、4、5 に該当する場合は、認証取り消しに総会の承認を要する。

- (1) 認証事業者が認証食品の生産を中止したとき。
- (2) 認証事業者から認証の取消しの申請があったとき。
- (3) 認証事業者が認証マークを不正に使用したと認められるとき。
- (4) 認証事業者が認証基準に適合しなくなると認められるとき。
- (5) その他認証を取り消すべき重大な事由が生じたとき。

(認証品目)

第 16 条 同認証制度の認証品目は、以下の通りとする。

- (1) ナチュラルチーズ
- (2) パン

2 新たな認証品目は以下の手順をもって登録することとする。

- (1) 新品目の登録は 3 以上の当該品目製造事業者から、機構が申請を受けてなされる。
- (2) 新品目登録の申請があった場合、機構は想定し得る当該品目製造業者にその旨を告知して参加希望者を募り、前項 1 の事業者に希望者を加えて部会準備会を認定する。
- (3) 認定された部会準備会は、認定を受けてから 2 ヶ月以内に当該品目の品目基準案を策定して機構に提出する。その基準案は第 4 条 1 項の共通基準に準拠することとする。
- (4) 提出された基準案は、食品に専門知識のある公的機関の検証を経て適宜修正され、諮問委員会の諮問を受けて、機構の総会で承認されて品目基準となる。
- (5) 機構は、基準が承認されたら速やかに認証品を募集する。
- (6) 第一次認証に限っては第 6 条の定めに基づいて申請を受け、第 7 条、第 8 条の定めに基づいて審査と認証決定を行う主体は機構とする。
- (7) 第一次認証がなされた時点で部会準備会は解散とする。
- (8) 認証を受けた事業者は、認証と同時に機構ならびに当該品目部会の会員となる。

(補則)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めることができるものとする。

(附則)

この要綱は、平成 19 年 6 月 27 日から施行する。

様式第1号(要綱第6条関係)

平成 年 月 日

十勝ブランド認証機構  
会長 林 隆 義 様

申請者名  
代表者名 ㊦  
住所  
電話・FAX  
メール

## 十勝ブランド認証申請書

十勝ブランドの認証に関して、関係書類を添えて申請いたします。

1. 申請しようとする品名・商品名 (一つ以上の場合には全ての商品名を記入)

### 【記載例】

品名 ナチュラルチーズ  
商品名 十勝チーズ

品名 菓子パン(硬焼パン、食パン、その他)  
商品名 十勝こし餡パン

様式第 2 号(要綱第 8 条関係)

平成 年 月 日

殿

十勝ブランド認証機構  
会長 ⑩

## 十勝ブランド認証書

### 1. 認証商品名

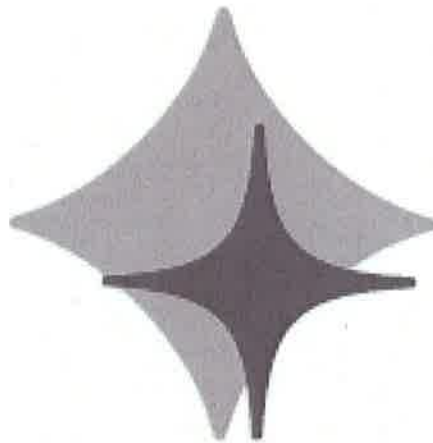
品名:

商品名:

### 2. 認証期間

平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

十勝ブランド 認証マーク



【色指定】

オレンジ	TOYO94 CF0165	M50% Y100%
グリーン	TOYO94 CF0256	C85%Y100%

【文字を入れる場合】

グレー	TOYO94 CF1007	K80%
-----	---------------	------

様式第 4 号(要綱第 13 条関係)

平成 年 月 日

十勝ブランド認証機構  
会長 様

申請者名  
代表者名



### 十勝ブランド認証申請事項変更届

十勝ブランドの認証に関して、認証申請書ならびに関係書類記載事項の一部に変更が生じたので、十勝ブランド認証制度実施要綱第 13 条の規定により下記の通り届けます。

#### 記

1. 認証商品 (複数の場合は全て記入)

品名:

商品名:

2. 変更の理由

3. 変更実施日 平成 年 月 日

4. 変更事項: (変更前と変更後を対比させて下さい。)

5. 認証事業者の連絡担当者

所属:

氏名:

電話・FAX:

住所: